

(第一類 第一號)(附屬の六)

## 第一類 第一號(附屬の六)

## 内閣委員会外務委員会連合審査会議録第一号

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

内閣委員会

委員長

齋藤 隆夫君

理賃青木 正君

理賃小川原政信君

理賃吉田吉太郎君

理賃有田 喜一君

理賃木村 葉君

理賃鈴木 丹羽君

鈴木 義男君

鈴木 小林君

鈴木 信一君

外務委員会

委員長 岡崎 勝男君

理賃安部 俊吾君

理賃仲内 憲治君

理賃若松 虎雄君

理賃野坂 参三君

理賃山本 彪吉君

佐々木盛雄君 竹尾 弐君

守島 伍郎君 戸田 里子君

園田 直君 松本 茂君

出席國務大臣 吉田 茂君

(賠償廳長官) 大野 勝己君

外務大臣

(國務大臣) 山口喜久一郎君

出席政府委員

外務政務次官 近藤 鶴代君

(総務局長) 小関 紹夫君

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

委員外の出席者

本日の会議に付した事件

外務省設置法案(内閣提出第五〇号)

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)

第一類第一号附録の六 内閣委員会外務委員会連合審査会議録 第一號 昭和二十四年四月二十八日

○齋藤委員長 それではこれから会議を開きます。

本日は外務省設置法案、賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案、この

二つの法案について、内閣委員会との連合審査会を開きます。内閣委員長であります私が委員長の職務を行います。両案につきまして政府より提案の理由を求めて、質疑は通告順にこれを許すことにしておきます。

す。両案につきまして政府より提案の理由を求めて、質疑は通告順にこ

れを許すことにしておきます。質疑はな

るべく簡単に、明瞭にお願いいたしま

す。

それで初めに賠償廳臨時設置法の一

部を改正する法律案について御説明

を求めて、山口國務大臣。

○山口國務大臣 本法案の提案理由に

つきまして御説明申し上げます。

賠償廳は、昨年二月法律第三号によ

り、理賃廳の外局として設置されたので

あります。が、賠償はボッダム宣言に基

つきまして御説明申し上げます。

いても、日本の負うべき義務を國家全般の立場から考慮しつつ有機的に処理し、予想される事務の増加に対応する必要がありますので、政府は行政機構刷新整理の見地から、外務省特殊財産局の事務の全部及び大蔵省管理局の所掌する事務の一部を賠償廳に統合することにいたしました。これに伴いまして昭和二十三年法律第三号、賠償廳臨時設置法に所要の改正を加える必要が生じましたので、ここに本法案を提案して昭和二十四年法律第三号、賠償廳臨時設置法に所要の改正を加えた次第です。

○齋藤委員長 それでは、從來施行令に規定されておりますが、後に申し上げます理由におきまして施行令を廃止し、新たに存じますので、設置法に規定することにして、次長についてはこのため

第三條を改めた次第であります。

また外務省特殊財産局の賠償廳への

ことになります。

○木村(第)委員 直接はないでしよう

が、大蔵省設置法案のときの政府側の

説明だと、この財務官というものは特

殊的な任務を持つたもので、國家行政

組織法にも大体そういう財務官とい

うものを置く規定が明確化されてい

ます。

○山口國務大臣 それは直接なかなか

と思います。

○木村(第)委員 まだ外務省特殊財産局の賠償廳への

統合に当りまして、行政機構刷新整

理の趣旨にのつとり、局を部とするこ

ととし、特殊財産部を設けるとともに

、從來の賠償關係事務を賠償部にま

とめることとしたしましたので、第四

條、第六條及び第七條を加えた次第であります。

○山口國務大臣 その他の改正は國家行政組織法、國家公務員法の関係から行われたものであります。

○木村(第)委員 企業立案並びに処理を所管しております。

○山口國務大臣 その他の改正は國家行政組織法、國家公務員法の関係から行われたものであります。

務の一部が統合された。そういうことについて、大蔵省の設置法案で新たに発足いたしました財務官というものとの関係はどうなりますか、承つておきたいと思います。

○山口國務大臣 それは直接なかなか

と思います。

○木村(第)委員 まだ外務省特殊財産局の賠償廳への

統合に当りまして、行政機構刷新整

理の趣旨にのつとり、局を部とするこ

ととし、特殊財産部を設けるとともに

、從来の賠償關係事務を賠償部にま

とめることとしたしましたので、第四

條、第六條及び第七條を加えた次第であります。

○木村(第)委員 その他の改正は國家行政組織法、國家公務員法の関係から行われたものであります。

○山口國務大臣 その他の改正は國家行政組織法、國家公務員法の関係から行われたものであります。

○木村(第)委員 企業立案並びに処理を所管しております。



交関係を停止せられておりまする現状において、今後的新事態に即應する在外公館の設置等に関する具体的の規定を設けることは適当ではないと考えましたので、さしあたり從來の規定を必要の範囲において生かすという趣旨であります。

○齋藤委員長 政府委員に質問がありますならば、この際発言を願います。  
○野坂委員 私は外務大臣がお見えになりました付しました連絡調整事務局を置くことに相なつておる次第であります。以上をもちまして逐條概略の御説明を終ります。

阿波丸の件につきまして御質問がござりましたのでお答えいたしますが、阿波丸の件に関する日米両國間の協定は、條約その他の國際約束というものに該当する次第であります。

○野坂義員 その約束といふものは非常に廣汎なものを含めておりますが、

ありますか、これの権限の内容と、一度新しくできる商工省が貿易を管理する、これの事務、任務、権限をどうなりますか。

○大野(勝巳)政府委員 野坂委員の御質問に答えいたします。ここにいわゆる通商航海に関する事項と申します

の  
ゆ  
御  
も  
す  
予想されております通商産業省は、輸出促進を第一の目的として、その觀点から商工行政を改編し、商工省と貿易局と合併せんとするものであるよう承知いたしております。貿易行政が占領軍の管理下において現在の方

第四章は職員に関する規定であります。第二十四條は「外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める旨の規定があるのであります。なおこの法案の中の第三節、すなわち第十五條、第十六條をお聞き願いたいのであります。個々の條文におきまして、外務省の地方支分部局を置き得るということに相なつておりますが、これは第十六條に規定いたしております。よろしく、いかなることをこの地方事務局をして所掌せしむるかということが規定されておる次第であります。すなわち第一には本省の連絡局に関する事務を所掌し、第一に連合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の収集に関する事務、第三に引揚げに関する調査及び旅券に関する事務、第四に國際事情に関する知識の普及に関する事務、これ以外に連絡調整事務局は賠償廳の所掌に属する事務をも分掌することになります。従つて連絡調整事務局の長は以上述べました事務つまり賠償廳の所掌に関する事務であります。なおいかなる箇所にこの連絡調整事務局を置くかといふ点が第十七條に規定せられておるのでありますが、ここに書いてありますように横浜市以下です。おいかなる箇所にこの連絡調整事務局を置くかといふ点が第十七條に規定せられておるのであります。

なつたならばいろいろお聞きしたいことがあります。政府委員の方に機構上のいろいろ小さい問題について不審な点がありますから、これをはつきりしたいと思います。

まず第一に、第三條の四に「條約その他の國際約束の締結」とあります。が、この約束という範囲はどういう程度まで含めるのか。それから一昨日総理の方から説明がありましたが、例の阿波丸事件についての協定がありすぎます。ああいう協定と約束というものの、あるいは協定は條約に實質はかわるものだという理解はあります。こういうものについて政府委員の御説明を願いたいと思います。

○ 大野(勝三)政府委員 野坂さんの御質問にお答え申し上げます。國際約束と申しますのは、條約はもちろんのことですが、その他の協定であるとか、とりきめであるとか、あるいは公文の交換による約束であるとか、いろいろな形がございまして、その問題の性質によりまして、最も適当な形式をもつて処理いたしておりますのであります。しかし、いかなる形式をとるにいたしましても、日本政府として對外的に約束をするという件につきましては、外國政府に対する約束を包含するものにつきましては、ここにいわゆるその他の國際約束というように御解釈願いたいと申

これは具体的な問題が起つたときに實際はきめることになると思ひます。それはそのくらいにしておきます。  
それから第四條の五項に「不用財産を処分する」とあります、が、不用財産といふものは、外務省関係としては全くないでどういうものがあるか。現在あとは將來どういうものがあるか。これが小さいことです、がはつきりしておかないと、やはり將來にもいろいろ問題が起り得るし、この点を一つ御答弁願います。

は、領事關係の回復した後のことによつたるわけであります。具体的にあづけますならば、日本と諸國との間で締結されるべき通商修好航海條約に規定しておる一切の内容を指すと御解くださつてけつこうと思うのであります。具体的に申しますと、日本人の在外テータスの問題に関するものは、日本人の当該國に対する入國、旅行、滞在、營業、經濟活動の一切、財産の獲得、身體財產の保護等に関するものであります。おきましては、法人の設立、外國法への參加、法人の經濟活動並びにこのに対する課税問題、また物品の輸出に關しましては、輸入税、輸出税、税手続、輸出入の禁止制限、通過貿易に関する問題。また船舶のステータスに関する問題、さらにはそれ以外に、港湾の施設の利用の問題、貨物の扱い、沿岸貿易に関する問題等、領事官務官等の任務権限に屬する諸問題がございわゆる通商航海條約に規定されておる諸問題であります。これら問題に関連いたしまして保護増進のあたるというのがその趣旨であります。

式によつて行はれております限り、たゞ規範が、現在は司令部が日本政府にかわりまして、署名する形式をとらざるを得ない、これは事柄の性質上当然のことであります。貿易の対外面は表面上は司令部によつてつかさどられておるが、わが國全体の産業行政を最も輸出貿易に重点を置いたものの考え方で処理して行くべきであるという観点に、かりに立つてゐるといふとすれば、貿易の対外面に最も精通する外務省貿易局を相当多数新しい通産省に参加せしめまして、人的にも協力して行くべきものであると考えます。ことに海外市場の調査の分野におきましては、通商産業省の担当各課と外務省の国際経済開発係事務担当各課との間に緊密な協力が当然に要請されるはずだと考えております。また通商産業省の取扱う問題は、当然当面の貿易振興を中心とする国通商貿易の指向すべく方向の決定に寄與するということは、外政を一元的の对外關係全体とにからみ合せて、わが國の環境を翻案いたしまして、國際經濟機関の動向及び世界の主要國の経済通商政策の動向を研究いたしまして、日本に担当すべき任務を與えられておりま

卷一百一十一



す。ただいまのところ研修所在学中の者は、外務省員の中から選ばれた二十二名程度であります。これはいずれも六箇月ないし九箇月の期間を一単位といたしまして、二つないし三つのグループにわけまして、外務省の上級の職員で、海外外交経済に特殊の経験知識を持つております。なお將來女子の職員にも道を開くという意味におきましては、また廣く朝野の有識者に講師になつていただけて、鋭意訓練を実施いたしておる次第であります。なお將來女子の職員にも道を開くという意味におきましては、また廣く朝野の有識者に講師になつて考究いたしておりますことは、過日新聞などで公表されておる通りであります。

て、私の一つの印象は、現在日本の置かれている特殊な状態のもとにおける外務省という点が、あまりはつきり出ていないと思うのです。と申しますのは、憲法すでに戦争を放棄しておき、それから今は占領下にある。こういう点を考えて、私は外務省といふものは特殊な仕事があるというふうに考えなければならぬと思います。これを見ますと、占領下においてだけ必要なものが書いてある。と同時に講和会議があつて、正規の外交関係ができた後における外務省の仕事と、この二つが実はここにごつちやに載つてあると思います。私は総理大臣にお聞きしたいのは、今外務省として一番大きな仕事は、ここにいろいろ盛られていることの中で抜けている点が私は一番重要な仕事ではないかと思います。それはたとえば講和会議、講和條約に対する準備といふうな仕事が外務省の一つの中心的な仕事ではないかと思いますが、こういう点が、この任務の中には全然抜けていますし、こういう氣持がこの條文全体には表われていないと思ひます。それで外務大臣としては、講和に対する準備を外務省としてはどういうふうにしてやるつもりであるか。この点をこの設置法案に盛るべきではないかと、いうふうに考えますが、この点について御意見をお伺いしたいと思ひます。

○野坂委員　そうしますと、たとえば第三條に、特に左に掲げる國の行政事務を遂行するというふうに書いてあって、「がら今まで基本的な外務省の任務が盛られておりますけれども、今外務大臣のおつしやつたところによる」と、これ全体が講和の準備というふうにおつしやいましたけれども、この一つ一つを見ると、必ずしもそうでないものもありますし、私のお聞きしたいのは、むしろ第一に講和に対する準備というふうな條項を、ここにはつきり入れるべきではないかとうふうに考えるのですが、この点についてもう一度御意見を承りたいと思います。

○吉田國務大臣　私の意見としては、そういうふうなはつきりしたことを書かないところに味わいがあるので、書くことは私はよくないし思います。

○野坂委員　そうしますと、これはまた見解の相違ということになるかも知れないけれども、結局外務省の中心任務が設置法から抜けているように私は考える。これを見て魂の抜けたような印象を受ける。ですから、この点についてもう一度政府で考慮していただか必要があるのでないか。こういうふうに私は思います。

それからもう一つ同じしないのは、先ほど政府委員からお答えがありましたが、はつきりしていただきたいことがあります、一昨日本会議で総理大臣の御報告書になつた飼波丸事件のあの協定でありは、一昨日本会議で総理大臣の御報告書になつた飼波丸事件のあの協定であります

が、あの協定をつくる場合においては、外務省としてはどの局でどういうふうにしておやりになつたのか。そういう点をまずお聞きしたいと思います。

○吉田國務大臣　あの協定なるものは、決議案の趣意を盛り込んだのでありますから、外務委員会を省いて本会議に持つて行つてもさしつかえないものと私は考えておるのであります。それからどういうふうにしてこの事務をとつたかという御質問に対しても、お答えをいたしかねます。

○野坂委員　私のお聞きしたのは、この外務省設置法のこの機構の中に、局とか課とかいろいろあります。この場合においてはどの局のどの課がどういうふうにやるべき性格のものであるかということを、設置法に關連して聞いておるのであります。

○吉田國務大臣　今お答えした通りに、この課においてこうすることをした、あの課においてああいうことをしたということは、ここで今お話ができるないのであります。

○野坂委員　そうしますと今の阿波丸事件についての協定につきましては、今質問しないことにして、先ほど大野政府委員のお答えによつても、將來もこうした協定というものはあり得るというような印象を受けたのですが、またあり得ると思うのです。そうしますとそういう場合において、一体外務省のどの局とか、どの担当者のところでこういうことを一切やるのか、今後の方針としてお聞きするわけです。

○吉田國務大臣　お答えいたします。

○野坂委員 仮定ではないのです。実は阿波丸が具体的にある。どういう形でござります。お答えになれないのか。お答えになればこれ以上質問してもまだありますから、じやはかの問題に移りますが、一言申し上げたいことは、あらが具体的な問題、しかもあの協定によりますと、いわゆる対日援助資金なども言われたものは何ら賠償でもない。明らかに債務になつてゐる。こうした重要な問題が突然出されて、ほとんど國会の審議なしに通過されたといううござるに、非常に重大な今後の國際問題問題があるのではないか。この意味において、今後ああした協定が結ばれる場合には、少くとも外務委員会とか、あるいはここでの会議ではつきりと答弁できるようなるふうにやつていただきたいと思います。

○齋藤委員長 ちょっと一言申しておきますが、外務大臣は十二時に司令部においでになる用事がありますから、それまでに質問を終るようお願いします。

○野坂委員 それで私は總理大臣に対してもこれくらいにしておきます。

○木村(榮)委員 一点だけお尋ねしたいと思います。ソビエト連邦と日本海において漁場の協定をなさるような交渉、あるいは方針というたることについてどのように考えておられるか。またやり得る可能性があるか。またそいつたふうな問題は今度できましたすということは申し上げられないであります。

(880)



なれば、通商が再開された場合——現に再開されておりますが、独立國としての通商が再開された場合における今日は、準備時代と考え、通商産業省に留学せらるようなつもりで送り出します。あります。決して無用意ではないのであります。講和條約でもきて、そして通商關係が一層外交的色彩を帶びた場合には、通商局を置きたい。そのときには、通商局の再開ということを考えます。ですが、それまでは準備時代とておりますが、今までは準備時代として、通商産業省に通商に関する留学生を出す意味となるべくたくさん送つてみたい。こういう考え方であります。  
○並木謙員 通商産業省の方に、今留学生を送るということをもちらんけてあります。同時に外務官吏といふのを育て上げなければいかんと思う。先ほど野坂さんから、この点研修所の問題で御発言があつたので、私もまた、やはり自主的に外務官吏というものを育て上げなければいけないと思う。

は開放ではありませんが、その機関とおなじで、外務省研修所を拡大強化して利用してくれるよう、商工大臣等と現に話をいたしております。これが結局費用のことにも関係しますが、できるだけ関係省に開放するといううえであります。

○鈴木委員 外務省研修所を拡大強化せられて、一般の人がこれに入つて外務官吏になる。この点に対する首相の抱負をお伺いしたいのですが、あの研修所をもつと拡大強化して、廣く普通の人に入れるようにして、りっぱな外務官吏をつくつしていただきたい、これがに対する御所見を承りたい。

○吉田國務大臣 御希望はまことにありがとうございます。これは予算による關係することであり、拡大強化といつこうでも、そう簡単に拡大強化は現在ではできませんから、公開はできませんが各省の新しく入つて來た人員の再教育の機關にしたい、こう考えております。

○若松委員 ただいま外務大臣は、通商産業省ができるから、ことに海外に活躍する者は通商産業省でおやりになると言われたように私はそれたのですが、私としては、実は自分の経験からでもありますけれども、この外務省研修所設置法案の第四條の第十六項にあります「通商航海に関する利益を保護し及び増進する」という文句がありますが、この点が今外務省として最も必要なじやないかと思うのであります。從来も商工省からいろいろとやはり貿易商員その他の才能のことは別として、かうような活動ができなかつたといふことは、單に人の問題とか、あるいは学問その他の才能のことは別として、一度上外國では外交官でなければやは

約があるのであります。現にイギリスにおきましても、領事制度がはなはだ悪いといふ外の活動ができない。早い話がいろいろの外交團の中に出入りができるから、特に商務外交官といつもの置きまして、日本もその制度にならつて来ましたのであります。私はどうしても海外に出て人は、やはり外務省の一人として出なければ非常に不利じゃないか。ことに戦後の疲弊した財政から、予算上の制約もあると思うのであります。私はまだ通商産業省の設置法案を拜見いたしませんが、これは非常に考え直していただきたいと思うのであります。その点から考えて、今外務大臣は大いに通商外交を強調せられた割に、この設置法案にはあまりその方が浮かんでいない。ことに政務局という言葉をこしらえておりますが、從來の日本でまだ軍部があつたり何かしか場合には、いろいろ政務ということを考えられましようが、今日では外交政策の立案とか何とかいうことも、結局日本は将来平和會議ができると和條約ができるれば、いわゆる國政府と平和機構に入りまするし、大きな問題はやはり平和機構の中で片づき得ることのと思うのであります。また日本が今立つといふ場合に、先ほど外務大臣からお話をなつたように、經濟の外交をやらばどこにもさしづけがない点からいふと、それは名前は何でもよいらしいのであります。しかし、それと並木委員から通商局の設置を高調されておつたように思いますが、それは前回は非常に外に対する外務省の持つ部分が非常

影が薄くなるような気がいたすのあります。もちろんこれは当分の間総務局とでもして、將來通商局の復活をされた場合に、政務通商といふようなことはなはだ旧態でござりますが、昔のようにかえられる御趣旨はございませんか。特に私は海外に人を出すことについて、でき得れば外務省が一本でやつていただきたいということを、自分の体験からお伺いしておきます。

○吉田國務大臣 御承知の通り海外通商も自由でない今日、外務省としてはすでに通商產業省がある以上は、同じ政府の方に譲つて、他日再開の場合の漁獲をすることにとどめたいと思います。なお外務省の機構については、いろいろ御意見もありましようが、どうぞよく御研究ください。政府原案にしていただきたいと思います。

○齋藤委員長 外務大臣に対する質疑はこれで終了いたします。他に政府委員に対する御質疑がありますれば、この際にお許しいだします。

○戸叶委員 ちよつと一言私お伺いしたいのですが、これまでの南北諸地域から入つておらないのですが、留学生の問題はどういうふうになつてゐるのでしょうか。今までの学生、あるいは中國からの学生に対しての外務省のおせわはどんなふうにしているらしつたか。あるいはこれからも留学生が日本に來た場合に、外務省としてどういうような方法をおとりになるかということをお伺いしたいと思います。

○大野(勝巳)政府委員 ただいまの戸

叶委員の御質問にお答え申し上げます。が、この外務省設置法案の中には、たゞとえば第四條の二十項のよう、「在日外國人等の待遇に関する事務を行ふこと。」というのもござりますし、また國際文化關係の事業につきましてもこの法案の中に規定しているのであります。して、そのいすれを引用いたしまして、從來日本にやつて来ておりました南方諸地域、あるいは中華民國の留学生諸君に対するせわ等については、外務省としてなし得るというより御了解願いたいのであります。なむ現在どういうふうなことになつてゐるか、また將來どうするかといふ御質問であります。が、現在のところ南方方面から参つて、引き続き勉學いたしております。また中華民國から留学生諸君に対しましては、財團法人友誼学会の留学生で残存いたしている諸君につきましては、やはり財團法人友誼学会といふものが、そのせわの衝にあたつております。が、経費が非常に少うござりますけれども、その限度におきましては、でき得る限りのことをいたしておられる次第であります。

[881]

意味であるかどうか、これが一点。もう一つは、その第二に「連合國官憲との連絡に關連する各行政機關の事務の調整に関すること。」といふのがあります。從來連絡調整局が内閣にあつた場合には、各省の上にあるというような形から、各行政機關の事務の調整といふことが比較的容易にできたかと思ひますが、これがほかの省と同様の外務省の中に移された場合には、各行政機關との事務の調整をちゃんとやり得るかどうか。またそれについてほかの省になりますが、あるいは初めの問題については、重要な文書は連絡局と通じてよこすというような了解が司令部との間にあるかどうか、こういう点をひとつ伺いたいと思います。

直接連合國の官憲と連絡いたしておりまするが、しかしそれの各省にまたがる問題等につきましては、やはり外務省におきましてでき得る限り連絡調整の任にあたりたい。かように考えておる次第であります。地方に関する事はいささか事情が遠いまして、地方軍政部の所在地におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、連絡調整事務局が置かれる案になつておりますが、その地方々々の特殊事情を生かしまして、連合軍の地方官憲との間の連絡に当るのはもちろんのこと、日本側の民間その他をも考慮に入れまして、連絡のみならず、総合調整の任に當つておるのであります。その点は今後といふどもかわりがない、かように考えております。

す。第十一條の四にありまする軍事裁判に關すること、というのは、沿革を申しますと、現存する連絡調整中央事務局の第三部において所掌して參りますた事務に該當するのであります。これは連合國側において戰犯等を裁判しまする事務に關連いたしまして、從來連絡、あるいは調整の任に當つて參つた仕事であります。日本側に移譲された云々というお話でありますたが、私はまだそういう事實を承知いたしておりません。

○並木委員 連絡調整事務局の仕事の中に、第十六條の四「國際事情に關する知識の普及に關すること。」こういうのがあつて、それから政務局でしたか、第七條の六に「内外新聞通信及び報道並びに國際事情に關する知識の普及に關すること。」とあつて「國際事情に関する知識の普及に關すること。」というのが完全にダブツつてゐるわけであります。一體これはどつちが主管するのであるが、また実際普及といふことはどんなふうにやるのか。それをお聞きしたい。

○大野(勝巳)政府委員 並木委員の御質問にお答へ申し上げますが、第七條、政務局の事務に關する規定の六号「内外新聞通信及び報道並びに國際事情に關する知識の普及に關すること。」というのは、外務省全般といたしまして、ここに掲げてある知識の普及に關する総元締になつて諸般の事務を行ふ。あるいはいろいろな計画をして、これを実施する中心になるという趣旨でありますて、十五ページ、第十六條の四の「國際事情に關する知識の普及に關すること。」というのは、地方に設置されることを予定されております連

六号において政務局の情報部が企画、立案し、またアレンジいたしましたいろいろな企てを、第十六條の四号におきまして、地方において連絡調整事務局がこれを実施する際のあつせんあるいはせわをするというようなことを意味するわけであります。別段重複ないし矛盾でない次第であります。すなわち両者相合体いたしまして、中央と地方において仕事を分掌いたしまして、全きを期するという趣旨にはかならない。なおいかなる方法でやつておるか、まだこれからやるかという御質問であります。最近までは地方に外交懇談会、あるいは國際問題懇談会というようないろ／＼な機関がたくさんできておりまして、これが外務省の方へ講師の派遣を求めて來るとか、あるいはいろ／＼な啓発についての企てを求めて來るとか、いろいろな職員を外務省から派遣いたしまして、國際事情の正確な認識に資しておる次第であります。これは非常に忙しくて、なかなか派遣いたしまして、実はあまり表面にはなく、しく出ておりませんけれども、これをまじめにやつておる部局いたしましては、非常に國民の國際問題に対する関心を深めさせ、また正確な認識を得せしめておるというふうに考えております。なお外交懇談会のみならず、地方の商工會議所であるとか、あるいはその他の通商關係の業者の團体であるとか、あるいは文化關係の團体であるとか、いろいろな機関がございまして、そういう方面か

らもすいとんたくさん講師の派遣を求  
められておるわけでありまして、最大  
の努力を拂つてこれに應じておるよう  
な状況であります。こういうことは今  
後とも大いに力を入れまして実行して  
行きたいと考えております。

○野坂委員 一つお伺いしたい。それ  
はこの設置法ができた結果、外務省の  
内部の機構がかわつて來ますと、すぐ  
人員の整理とか増加とかということに  
なつて来ると思う。この問題を、われ  
われはこの設置法を審議する上で考  
慮しなければならぬと思います。この  
設置法の実施される結果、どれだけの  
人員が異動し、あるいは整理され首を  
切られるのか、これに對して政府はどう  
いうふうな対策をお持ちになるか。  
これは当然定員法が出て、それで規定  
されるものでありますけれども、やは  
り設置法に明確にしてお伺いしたいと思  
います。

それからもう一つは、外務省ではい  
ろいろ特殊な外務關係の能力がいると  
思いますが、これについて、人員の  
保存ということも必要ではないかと思  
います。今外交關係は正式にありません  
けれども、將來外交關係が正式にで  
きた場合においては、すぐ急速に新し  
く養成することは困難であるから、將  
來を見通して、今どういうふうな人員  
の保存とか、あるいは養成ということ  
をお考えになつておるか、この二つの  
点をお聞きしたい。

○大野(勝己)政府委員 野坂君の御質  
問にお答え申し上げます。外務省とい  
たしましては、予算定員といたしまし  
て千三百七十九名を数えておるのであ  
りますが、もしその三割、また外務省  
の研修所の定員に関しましては、それ

より多少上まわつた削減率が適用されるかもしれない状況にあります。従つてその辺がどちらになるかによりまして、確定的な数字も出て参りますが、いずれにいたしましても、千三百七十名のうち大体三百人ちょっと上まわれる程度の人員を、やむを得ず整理せざりますが、いずれも有能の経験のある人たちであります。これらの人々をどういうふうに処理するつもりかというお話を伺いますが、いざも有能の経験のある人たちをして、海外における生活をして來、また外國為替を使って生

りまして、ほんと生字引のようない定規的な基準でもつてどうこうといふことをなるべくいたしませんで、そこの他の諸事情を総合的に勘案して処置することにいたしておる次第であります。

○野坂委員 今三百名と申されましたけれども、これは外務省内において配置轉換をする人も含めてですか。あるいは外務省外たとえば通商産業省の方に移すような人も含めているのですか。それから首を切つて官廳から出しありますが、これらの整理るべき人々につきましては、極力外交とか、あるいは外

交關係あるいは通商經濟關係と縁のある機関とか商社とかいう方面に大体振り向けて行く方針で目下鋭意その努力を続けておるような次第であります。

○野坂(勝巳)政府委員 ただいまの野坂委員の御質問にお答え申し上げます。それは外務省の当局者としては、こういふことを奨励されるのか。あるいはこれが制限されるとか統制されるとか、御意向があるかどうか、もう一ぺんお聞きしたいと思います。

○大野(勝巳)政府委員 ただいまの野坂委員の御質問にお答え申し上げます。それが外務省の当局者として、この問題が対外的の問題である関係上、自然いろいろの点について見解を持ち、また場合によつてはこれを表明することも相当あるだらうと思います。そういう場合におきましても、外務省の役人として表明している場合と、まったく個人の立場で表明している場合といろくあるだらうと思うのであります。それらの点もありますので、どういうような言論がどういうふうな形で行われているか、それをそのままとつて、一般的にこれはどうこうと言つことは少し困るではないかと、かように考えております。

○野坂委員 今の問題で、こういふ質問にお答えいたします。三百人ちょっと越えるという数字はたとえば通商産業省の方へ予定されている、あるいは現在安定期本部であるとか、法務省であるとかいう方面的の涉外關係等に相

当の人員をさしておりますが、それらのものとの數の上の関係につきましては、目下なお調整中であります。これまでお答え申し上げる段階に至つておりませんことを御了承願いたいと思います。

○野坂委員 今お尋ねの点について見解を持ち、また場合によつてはこれを表明することも相当あるだらうと思います。そういう場合におきましても、外務省の役人として表明している場合と、まったく個人の立場で表明している場合といろくあるだらうと思うのであります。それらの点もありますので、どういうような言論がどういうふうな形で行われているか、それをそのままとつて、一般的にこれはどうこうと言つことは少し困るではないかと、かように考えております。

○野坂委員 今お尋ねの点について見解を持ち、また場合によつてはこれを表明することも相当あるだらうと思います。そういう場合におきましても、外務省の役人として表明している場合と、まったく個人の立場で表明している場合といろくあるだらうと思うのであります。それらの点もありますので、どういうような言論がどういうふうな形で行われているか、それをそのままとつて、一般的にこれはどうこうと言つことは少し困るではないかと、かように考えております。

○大野(勝巳)政府委員 ただいまの野坂委員の御質問にお答え申し上げます。三百人ちょっと越えるという数字はたとえば通商産業省の方へ予定されている、あるいは現在安定期本部であるとか、法務省であるとかいう方面的の涉外關係等に相

第一類第一卷附圖の六 内閣委員会外務委員会連合審査会議案 第一号 昭和二十四年四月二十八日

昭和二十四年六月四日印刷

昭和二十四年六月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局